

子ども条例

を紹介します！

次のページから、
子ども条例に書かれている
内容をさらに詳しく
紹介していくよ！



「いこいな」
©シンエイ／西東京市

西東京市では、今と未来を生きるすべての子どもが心もからだも健やかに育つ環境を整えていくために、その考えを西東京市のみんなで共有し、仕組みをつくり、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを目的として、「西東京市子ども条例」をつくりました。

子どもは、一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされます。もちろん、あなたもそうです。

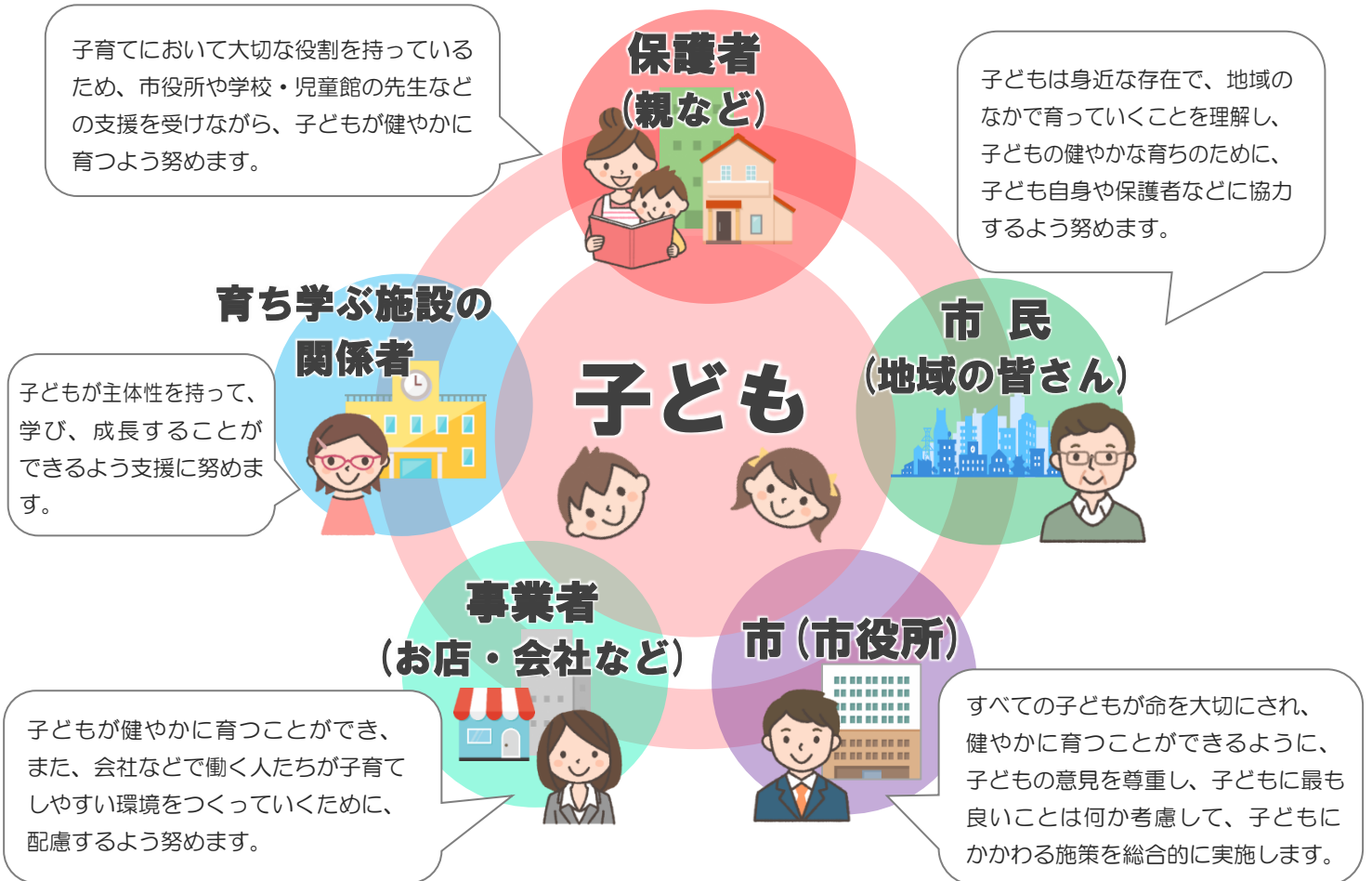
子ども条例には、子どもの育ちを支える人たちの役割や、その人たちを支えること、子どものために特に進めていきたい取組、子どもの悩み事・困り事を相談できる仕組みをつくることなどが示されています。

子どもにやさしいまち
西東京市

子どもの育ちを支える人たちの役割

子どもの育ちを支えるために、市（市役所）・保護者（親など）・市民（地域の皆さん）・育ち学ぶ施設の関係者（学校や児童館の先生など）・事業者（お店や会社など）はそれぞれ努めるべき役割を持っています。それぞれの役割が果たせるようにみんなで連携・協力していきます。

また、保護者・育ち学ぶ施設の関係者・市民が、家庭、育ち学ぶ施設・地域でそれぞれの役割が果たせるように、お互いに支援したり、支援を受けたりすることができます。（子ども条例 第1章、第2章）



● 子どもとは？

市内に住んでいたり、市内で働いていたり、市内に通学など活動している18歳未満の全ての人をいいます。ただし、高等学校などに在籍している18歳・19歳の人も「子ども」に含みます。

● 育ち学ぶ施設とは？

育ち学ぶ施設とは、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、児童養護施設、児童館・児童センター、学童クラブなどのことです。



子どもにやさしいまち西東京市を目指して

子ども条例では、まち全体で子どもの育ちを支える、子どもにやさしいまち西東京市をつくっていくことを示しています。そのために市では、主に7つの取組を進めていきます。（子ども条例 第3章）

- ✳ 虐待を防ぎます。
- ✳ いじめなどの子どもの権利を侵害する問題に対応します。
- ✳ 子どもの貧困を防ぎます。
- ✳ 心とからだの健康と安全な環境をつくります。
- ✳ 子どもが安心して遊んだり、学んだり、活動したりして過ごせる居場所づくりをします。
- ✳ 社会の一員である子どもの考えや意見を大切にします。
- ✳ 子どもの権利について広め、みんながお互いを大切にできるようにします。



子どもの相談を受けて救済する仕組み

いじめ、虐待など子どもの権利侵害について、相談を受け、救済につなげるために「西東京市子どもの権利擁護委員」（愛称：CPT）を設置し、その窓口として「子ども相談室 ほっとルーム」を開設しました。

子どもの権利擁護委員（CPT）は、いじめなどの権利侵害から子どもを守るみんなの味方です。子どもの気持ちを一番に考えて、子どもに寄り添いながら相談を受け、調整したり要請したりすることを通じ、問題の解決に向けて活動します。子どもの考え、思い、意見を大切にしながら、一番良い解決ができるように支援します。（子ども条例 第4章）

どこで起きたことでも！

学校でも、家でも、遊び場などでも

どんなことでも！

- ☆ 友達のこと
- ☆ 学校のこと
- ☆ 勉強のこと
- ☆ 家族のこと



秘密は守るよ！



何についてでも！

- ☆ つらいこと、苦しいこと、こまったこと
- ☆ いじめられていること
- ☆ 大切にしてもらえないこと
- ☆ どうしたらいいかわからないこと



子どものことなら、なんでも！

自分はもちろん、友達や近所の子のことでも

ほっとルームへ相談してください

あなたの話をじっくり聞きます。あなたの気持ちを一番大切にします。

一緒に考えます



一緒に調べます



意見を伝えることもできます



一緒に考えたことを、関係する人に話を聞いて調べます。あなたの気持ちを代わりに伝えることができます。こうなればもっとよくなるなど、意見を言うことができます。

一人じゃないって分かったし、もう大丈夫！



子ども相談室 ほっとルーム

フリーダイヤル クイック なやみなし
相談電話：0120-9109-77 メール相談は⇒

受付時間：平日は 午後2時～午後8時、

土曜日は 午前10時～午後4時（日曜、祝日、年末年始はお休み）



子どもの権利条約 と 子ども条例

子ども条例は、世界の約束事である子どもの権利条約やその条約を理念とした児童福祉法などを踏まえてつくられています。

子どもの権利条約は、1989年に国際連合で決められ、子どもの権利の基本が定められています。日本では1994年に批准し、条約を守り、実現することを約束しています。2019年2月現在で196か国が条約を締約しています。

子どもの権利とは、子どもが生まれたときから当たり前に持っているもので、一人ひとりの子どもが人間として生きていくための要求や意思のことです。例えば、おなかがすいたらご飯を食べる、お母さんやお父さんに叩かれないで安心して暮らせる、必要な教育を何の心配もなく受けることができる、自由に意見が言えるなどです。

もちろん、あなたの権利が大切にされるように、周りのみんなの権利も大切にされます。



<参考 Web サイト>

▶ 外務省 「児童の権利条約（児童の権利に関する条約）」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>

子ども施策の推進と検証

子ども条例の取組が進められるように推進計画をつくることを条例に定めています。

また、計画がどのように進んでいるか確認し、子ども条例に書かれていることがより良く進められることを定めています。（子ども条例 第5章）

おわりに

子ども条例には、西東京市で暮らすすべての子どもが、心もからだも健やかに育つことができるように、子どもの意見を大切にすること、子どもをめぐる課題に取り組んでいくことなどにより、子どもにやさしいまちにしていこうという思いが込められています。

「子どもは、いじめ、虐待、貧困等の困難な状況について、まち全体で取り組まれ、そのいのちが大切に守られます。」「子どもは、一人ひとりの違いが認められ、自分らしく育つことができます。」これらは、子ども条例の前文の一部です。前文には、子ども条例の考え方や、みなさんへのメッセージが書かれています。ぜひ一度、子ども条例を読んでみてください。



「子ども条例」の全文は
こちらから読むことができます。
※市ホームページです。



または Web で

西東京市 子ども条例 を 検索



令和2年3月改訂

西東京市 子育て支援部 子育て支援課

〒202-0005 西東京市住吉町 6-15-6 住吉会館ルピナス 2階

電話：042-439-6645（子ども相談係）

西東京市ホームページ：<http://www.city.nishitokyo.lg.jp>

